

鳥取県漁業経営開始円滑化事業費補助金の
事務手続きについて

1. 交付申請提出 (事業着手の20日前まで)



2. 交付決定通知到着 (交付申請から20日以内)



3. 事業開始



4. 事業完了



5. 実績報告書提出 (事業完了から30日以内)

◎補助金の支払い

資料提出・問い合わせ先 鳥取県農林水産部水産振興課 漁業振興担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
0857 - 26 - 7317 suisan@pref.tottori.lg.jp